南牧村自然公園指定管理者募集要項

1 施設の概要

(1) 名称 南牧村自然公園

(2) 所在地 南牧村大字熊倉981番地

(3) 設置目的 利用者に美しく豊かな自然環境の中での快適な野外レクリエーション活動の場を提供することにより、余暇の活用及び健康の増進を図る。

(4) 施設の概要(参考資料)

① 敷地面積 17筆 44,819.08㎡

② 建物面積 30棟 2,009.00㎡

③ 種 類 管理棟、休憩棟、交流センター、天体観測施設、10人用コテージ 8棟、10人用バンガロー2棟、5人用バンガロー8棟、4人用バ ンガロー5棟、炊事場3棟、便所2棟、テニスコート2面、水道施 設一式

2 開館期間及び利用時間

(1) 開館期間及び時間

期間:4月第4土曜日から11月30日まで

時間:午前9時から午後4時30分

※12月1日から翌年4月第4金曜日まで休館日とするが、天体観測施設については、この限りではない。

- (2) 宿泊施設の利用時間
 - ① バンガロー(宿泊利用) 午後2時から翌日の午前10時まで
 - ② コテージ(宿泊利用) 午後2時から翌日の午前10時まで
 - ③ キャンプサイト(宿泊利用) 午後2時から翌日の午前10時まで ※村長は、宿泊施設の整備及び補修その他管理上必要があるときは、宿泊施設の全部 又は一部の利用を休止することができる。
- (3) 施設の管理上支障があるときは、指定管理者が村長の承認を得たうえで、開園時間、閉園日を定めることができる。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の運営に関する業務
 - ① 施設の利用許可等に関する業務
 - ② 施設の利用促進に関する業務
 - ③ 利用料金の徴収等に関する業務
 - ④ 備品の貸出しに関する業務
 - ⑤ 宿直に関する業務
 - ⑥ その他施設の利用に関する業務
 - ⑦ 防災対策に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務 施設、附属設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) その他管理運営に必要な業務

※詳細については、別紙「南牧村自然公園指定管理者業務仕様書(以下「仕様書」。)を参照のこと。

4 業務の基準

- (1) 南牧村自然公園施設の管理運営を行うに当たっては次に掲げる法令等を遵守すること。
 - ① 地方自治法
 - ② 労働基準法ほか労働関係法令
 - ③ 南牧村自然休養村施設の設置及び管理に関する条例、同施行規則
 - ④ その他関連法規
 - ⑤ 募集要項、仕様書、基本協定書等

5 自主事業

指定管理者は、南牧村自然公園の設置目的に合致し、運営に支障を及ぼさない範囲において、自らの発案により公園を活用して任意に事業(自主事業)を実施できる。

6 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日の3年間とする。

指定期間は、議会の議決後、正式な期間となる。ただし、管理を継続することが 適当でないと認めるときは指定を取り消すことがある。

7 応募

- (1) 応募資格
 - ① 団体であること

指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって②に該当しない法人等に限る。

- ② 欠格事由(団体又はその代表者)
- ア 法人等の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消されてから2年を 経過していない法人等
- イ 法人の役員又は法人以外の団体の代表者が次のいずれかに該当する法人等
 - ・契約・協定を締結する能力を有しないもの(民法上の成年後見人、被補佐人、被補助人、未成年者)
 - ・破産者で復権を得ないもの
 - ・指定の手続きの公正を妨げたもの又は不正の利益を得るために連合したもの(談合的な行為を含む)
- ウ 破産手続きの開始の決定を受けた法人又は清算法人
- エ 次に掲げるものを法人等が滞納している場合
 - 所得税
 - 法人税
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・本村村税(本村に住所又は事業所がある場合)
- オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したもの
- カ 南牧村暴力団排除条例(平成24年南牧村条例第10号)第2条に掲げた暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者

8 提出書類

- (1) 指定申請書(南牧村自然休養村施設の設置及び管理等に関する条例施行規則 (平成18年南牧村規則第7号)様式第1号)
- (2) 施設の管理運営にかかる事業計画書
 - ① 法人等の概要及び職員の状況等
 - ② 基本方針等
 - ・指定管理者の指定を申請した理由
 - ・施設の管理運営を行うに当たっての基本方針

- ③ 実施計画
 - ・施設の特性と課題をふまえた維持管理の考え方
 - ・地域や関係機関との連携
 - ・施設の安全管理
 - ・利用者への対応(接客、苦情処理、利用指導、利用者ニーズの捉え方等)
 - ・過去の運営実績
- (3) 施設の管理運営にかかる収支予算書
- (4) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 法人にあたっては、当該法人の登記事項証明書
- (6) 指定申請を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前 年事業の収支予算書及び事業報告書
- (7) 提出部数 正本1部、副本2部(副本は複写可)とする。

9 申請の手続き

(1) 提出先 南牧村役場 情報観光課 〒370-2806

> 群馬県甘楽郡南牧村大字大日向 1098 番地 電話 0274-87-2011

※申請書の提出は郵送または持参とする。

(2) 受付期間 持参の場合は令和6年10月1日~令和6年10月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

また、郵送の場合は令和6年10月31日午後5時必着とする。

10 申請時の注意点

(1) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。

- ①申請書の提出方法、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載内容に不備があるとき。
- ③ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ④ その他不正の行為があったとき。
- (2) 著作権の帰属等

事業計画書の著作権は申請者に帰属する。ただし、村は指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無

償で利用できるものとする。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しない。また、申請書類は必要に応じ複写する。

- (3) 費用の負担 申請に要する経費はすべて申請者の負担とする。
- (4) 情報公開 申請書類は、南牧村情報公開条例に基づく公開請求により、個 人情報を除き公開されることがある。

11 指定管理者の指定等

- (1) 指定管理者の候補者の選定 提出された提案書類をもとに南牧村自然公園指定管理者選定委 員会において候補者を選定する。
- (2) 指定管理の指定方法 指定管理者の候補者として選定された団体については、地方自 治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を村議会に 提出し、議決後、指定管理者として指定する。

【問い合わせ先】

群馬県甘楽郡南牧村大字大日向 1098 番地南牧村役場 振興整備部 情報観光課電話 0274-87-2011